官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（総務一一）　一
〔告　示〕
○電気通信番号計画の一部を変更する件（総務七八）　三
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁四）
○職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示の一部を改正する件（厚生労働五六）　三七
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、基本測量関係事項関係　三六
裁判所
破産、免責関係　三七
特殊法人等
阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　三五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三五
会社その他
会社決算公告　四〇

省令

○総務省令第十一号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十七条第一項及び第二項並びに第百七十三条の四第一項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十七日

総務大臣　村上誠一郎